

茅ヶ崎市妊婦歯科（歯周病）健康診査について Q&A

Q. 歯科健診の料金は？

A. 受診料は５００円です。ただし、健診をした上で、治療行為・精密検査等（保険診療）をした場合の検査費用、治療費はご本人の負担となります。

Q 必要な持ち物は何ですか？

A. 持ち物は以下のとおりです。

- (1) 妊婦歯科（歯周病）健康診査質問票及び記録票
- (2) 母子健康手帳
- (3) マイナンバーカード（個人番号カード）等の本人確認書類
- (4) 診察券（お持ち方のみ）

Q. 受診はいつまでにすればいいですか？

A. 妊娠中であれば大丈夫です。安定期に入った１６～２７週あたりが受診目安ですが、妊娠期間中の体調の良いときであれば受診可能です。

Q. どこで受診できますか？

A. 茅ヶ崎歯科医師会会員の実施医療機関で受診できます。事前に電話予約してください。

Q. 里帰り出産を予定しています。市外の歯科で受診した場合、払い戻ししてもらえますか？

A. 歯科健診の償還払いはできません。

Q. 歯科健診ではどんなことをみてもらえますか？

A. むし歯や歯周病のチェック、お口の清掃状態や、歯石の付着具合などをみてもらいます。結果は受診した歯科医院でお聞きください。

Q. 受診する際に妊婦歯科結構診査記録票を忘れてしまいました。受診できますか？

A. 受診できません。必ず妊婦歯科（歯周病）健康診査記録票を持って受診してください。

Q. ４０歳の妊婦です。成人歯科歯周病検診のお知らせが届きました。どちらを受けたいですか？

A. 期間が限られているので、まず妊婦歯科（歯周病）健康診査を受けてください。期間内であれば、成人歯科歯周病検診も受けることができます。

Q. 妊娠中に具合が悪くて歯科健診に行けませんでした。産後行ってもいいですか？

A. 妊娠期間中の歯科健診なので、産後は受けられません。

Q. 茅ヶ崎市から市外へ転出しました。受診券を持っているので使えますか？

A. 受診日に茅ヶ崎市に住民票のある妊婦さんが対象なので、使用できません。転出先で、妊婦歯科健診があるかご確認ください。

Q. 茅ヶ崎市に転入しました。転入前に妊婦歯科健診を受診しています。もう一度茅ヶ崎市で受けた方がいいのでしょうか？

A. 茅ヶ崎市でもう一度受けていただいてもかまいません。